

マイペイメント サービス契約約款

2020年4月1日 第1.1版

エヌ・ティ・ティ・インターネット株式会社

目次

第1章 契約約款の適用等	
第1条 契約約款の適用	1
第2条 本約款及び規約の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 サービスの内容等	
第4条 サービスの内容	2
第5条 取扱店の通知等	2
第6条 収納金の取扱い	2
第7条 収納代行の委託	2
第8条 収納情報の取扱い	2
第3章 契約等	
第9条 利用契約の申込み	3
第10条 取扱店への審査依頼	3
第11条 収納代行の委託に関する取扱い	3
第12条 利用契約の締結	3
第13条 再委託	4
第14条 反社会的勢力の排除	4
第15条 権利の譲渡等の禁止	4
第16条 契約者の地位の承継等	4
第17条 残債務の履行	5
第18条 契約の期間に関する自動更新	5
第19条 契約者が行う解約	5
第20条 当社が行う解約	5
第21条 当社が行う契約の解除	5
第22条 契約解除	6
第4章 提供の中止及び停止	
第23条 本サービス提供の中止	6
第24条 本サービス提供の停止	7
第5章 料金等	
第25条 利用料金の支払い	7
第26条 利用料金等に係る消費税相当額の支払い	7
第27条 遅延利息	7
第28条 端数整理	8
第6章 損害賠償	
第29条 責任の制限等	8
第30条 免責事項	8
第7章 雑則	
第31条 契約者の義務	9
第32条 本サービス利用に関する遵守事項	9
第33条 収納の取消	9
第34条 機密の保持	9
第35条 通知等	9
第36条 営業の許認可等	9
第37条 取扱い禁止商品	10
第38条 継続条項	10

第 39 条 協議事項	10
第 40 条 準拠法及び合意管轄	10
附則	11
別表 マイペイメントサービス料金表	12

マイペイメントサービス契約約款

第1章 契約約款の適用等

(契約約款の適用)

第1条 エヌ・ティ・ティ・インターネット株式会社（以下「当社」といいます。）は、契約者（第3条（用語の定義）において定義する契約者をいいます。）に対し、当社の料金収納代行サービス「マイペイメントサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供するため、このマイペイメントサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、契約者は、本約款の各条項を承諾のうえ、本サービスを利用するものとします。

2 契約者は、本サービスのほか当社が別途個別に定めるサービス（以下「個別サービス」といいます。）を利用する場合には、本約款のほか、個別サービスの利用規約（以下「規約」といいます。）の各条項を承諾のうえ、当社所定の方法で、個別サービスの利用の申込みを行い、当社がこれを承諾することによって個別に契約（以下「個別利用契約」といいます。）を締結するものとします。

(本約款及び規約の変更)

第2条 当社は、本約款及び規約の変更が、契約者の利益に適合する場合、又は本約款及び規約の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して、変更が合理的なものであると判断した場合、契約者の承諾を得ることなく、本約款及び規約を変更することができるものとします。また、当社が本約款及び規約を変更した場合には、当該変更についての効力発生日以降の本サービスの提供条件は、変更後の約款及び規約によるものとします。

2 前項に基づき本約款又は規約を変更する場合、当該変更の1ヶ月前までに、当該変更内容及び変更の効力発生日を、当社が定める方法により契約者に通知するものとします。ただし、法令の改正等に従い本約款を変更する場合においては、当社が定める相当の期間をもって本約款が変更されるものとします。

(用語の定義)

第3条 本約款において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

項番	用語	用語の意味
1	料金収納代行サービス	当社が、契約者から付与された支払代金の代理受領権限に基づき、当社及び取扱店を通じて、支払者から支払代金を収納するサービス
2	契約者	本約款に基づき、当社と本サービスを利用するための契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者
3	商材	契約者が支払者に販売する商品・サービスのうち、本サービスを利用して支払代金を回収するもの
4	取扱店	当社が本サービスを提供するにあたり契約者から付与された代理受領権の再付与を受けることにより、支払者からの支払代金の収納を取扱うコンビニエンスストア等
5	支払者	契約者と直接契約し、本サービスを利用して支払を行う者
6	支払代金	支払者が契約者に支払う商材の代金・料金等の総称
7	収納金	取扱店が支払者から収納した支払代金
8	収納情報	収納金等に係る情報

9	消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
---	--------	--

第 2 章 サービスの内容等

（サービスの内容）

第 4 条 本サービスの内容は、当社所定の利用申込書に定めることとします。

- 2 当社が本サービスを提供する具体的な運営方法は、当社が契約者に別途提示する「マイペイメントサービス仕様書」（以下「サービス仕様書」といいます。）のとおりとします。
- 3 当社は、サービス仕様書の内容を改訂することができるものとし、改訂後のサービス仕様書の発行日をもって、改訂後のサービス仕様書が適用されるものとします。なお、サービス仕様書を改訂する際には、契約者に対して、当社の定める方法にて事前に通知するものとします。
- 4 当社は、善良なる管理者の注意をもって、本サービスを提供するものとします。

（取扱店の通知等）

第 5 条 当社は、当社が定める方法にて取扱店の一覧を契約者に提示するものとします。

- 2 前項に定める取扱店の追加・削除等の変更があった場合には、当社は、速やかに当社が定める方法にてその変更内容を契約者に通知するものとします。

（収納金の取扱い）

第 6 条 当社は、取扱店から引渡しを受けた収納金から次の各号に定める本サービスの利用料金等に該当する額を控除した額を、サービス仕様書に定める期日までに、契約者が指定する金融機関の口座に振り込むものとします。なお、収納金の振り込みについては、当社が業務を委託する第三者が実施する場合があります。

- (1) 第 25 条（利用料金の支払い）第 1 項に定めるサービス利用料金（以下、単に「利用料金」といいます。）
- (2) 前号に定める利用料金に係る消費税相当額
- 2 第 24 条（本サービス提供の停止）が適用となった場合には、当社は、当該停止となった契約者に対して前項に定める収納金の支払を留保することができるものとします。

（収納代行の委託）

第 7 条 当社は、料金収納代行サービスのうち料金収納に係る業務を取扱店に委託するものとします。

（収納情報の取扱い）

第 8 条 当社は、契約者に対し、サービス仕様書に従い、速やかに収納情報を提供するものとします。

- 2 当社は、次の各号のいずれかに起因し、誤った収納情報を契約者に提供した場合には、その事実を当社が認識した後、速やかにその旨を契約者に通知するものとします。
 - (1) 取扱店による本サービスに係る情報システムの誤操作・誤作動
 - (2) 当社による本サービスに係る情報システムの誤作動

第3章 契約等

(利用契約の申込み)

第9条 本サービスの利用を希望する者（以下「利用申込者」といいます。）は、別紙に定める「マイペイメントサービスお申し込みに関する機密保持条項」に同意のうえ、「マイペイメントサービスご利用に関する事前審査事項」及び「マイペイメントサービスご利用に関する利用条件」の各条項を承諾し、当社所定の利用申込書を当社に提出するものとします。

2 利用契約を締結するにあたり、利用申込者は、当社所定の利用申込書において、次の事項を定めるものとします。

- (1) 利用申込者の氏名又は法人名、その住所又は居所、及び連絡先等
- (2) 利用を希望するサービス、及び当社の定める基準に従い選択した料金プラン
- (3) サービス利用開始日
- (4) 商材、その他本サービスの提供を受けるために必要な事項

(取扱店への審査依頼)

第10条 当社は、収納代行取扱いの可否の審査を目的として、本サービスを委託する全ての取扱店に対して利用申込書の記載事項を開示することができるものとします。

2 当社は、取扱店が審査を実施した結果、利用申込者の商材の全部又は一部について収納代行を取り扱わない場合には、利用申込者に通知のうえ契約を締結しない場合があります。この場合、当社は、利用申込者に対して拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。

(収納代行の委託に関する取扱い)

第11条 当社は、取扱店の追加があった場合には、第10条（取扱店への審査依頼）と同等の手続きを当該取扱店に対して実施するものとします。

2 当社は、取扱店の真にやむを得ない事情により、契約者に一旦取り扱いを承諾した商材の全部又は一部について本サービスの全部又は一部の提供を取りやめる場合があります。

(利用契約の締結)

第12条 審査の結果、当該利用申込者による本サービスの利用を認めた場合、当社は、当該利用申込者からの利用契約の申込みに対し、承諾書によって承諾することとし、当該承諾の日（以下「利用契約の成立日」といいます。）をもって、当社と契約者との間で利用契約が成立するものとします。

2 契約者は、申込書の記載事項に変更があった場合には、直ちに、当社所定の書面を当社に提出するものとします。

この時、当社が必要と判断した場合、利用申込時と同様の取扱審査を実施することを、契約者は予め承諾するものとします。

3 当社は、次に掲げる場合には、利用契約を締結しないことがあります。

- (1) 利用申込書の内容に虚偽の事実があったとき。
- (2) 利用申込者が別紙「マイペイメントサービスご利用に関する事前審査事項」のいずれかを満たさないとき。
- (3) 契約者が、本サービスに関する料金等の支払いを怠るおそれがあるとき。
- (4) 当社以外の事業者に起因する事由により本サービスの提供が困難なとき、又は本サービスの提供が技術上困難であると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が、第14条（反社会的勢力の排除）各項のいずれかに違反し、又は違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) その他、契約者が本サービスの利用者として不相当であると当社が判断したとき。

(再委託)

第 13 条 当社は、契約者に対するサービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断により第三者に委託することができるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 14 条 契約者及び当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者・団体をいいます。）、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者・団体（以下「反社会的勢力」と総称します。）であること。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜供与等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 契約者及び当社は、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 自ら又は第三者を利用して行う、詐術、暴力的行為、脅迫的言動
 - (2) 自ら又は第三者を利用して行う、風説を流布し、偽計又は威力を用いて名誉・信用を毀損し、若しくは毀損するおそれのある行為、又は業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為
 - (3) 自ら又は第三者を利用して行う、法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (4) 自らの契約の履行のために契約する者（以下「委託先」といいます。）が前項各号のいずれかに該当することが判明し、当該委託先との契約の解除又は契約解除のための措置を求められたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒むこと。
 - (5) その他前各号に類似する行為

(権利の譲渡等の禁止)

第 15 条 契約者は、当社の書面による事前の承諾を得た場合を除き、利用契約に基づく契約上の地位又は利用契約により生じる権利若しくは義務を、第三者に譲渡したり、承継させたり、又は担保に供することはできないものとします。

(契約者の地位の承継等)

第 16 条 相続、法人の合併その他の包括承継により契約者の契約上の地位の承継があったときは、当該地位の承継後の契約者は、利用契約の新たな申込者として、当社所定の書面を当社に提出するものとし、第 10 条（取扱店への審査依頼）第 2 項の取扱店における審査結果及び当社による承諾の可否の判断によっては、利用契約の締結が行われないことがあることを予め承諾するものとします。

- 2 契約者について次の各号の変更があったときは、その変更について、地位の承継があったものとみなして前項の規定を適用します。
- (1) 会社の種類の変更、その他の法人形態の変更
 - (2) 法人格を有しない社団又は財団である契約者の代表者の変更
 - (3) その他前各号に準ずる変更

(残債務の履行)

第 17 条 契約者又は当社は、利用契約終了時点においてそれぞれ相手方に対し履行すべき残債務がある場合には、その残債務の全てを履行するものとします。なお、利用契約終了時点において契約者が当社に対して履行すべき残債務がある場合、当該債務は全て期限の利益を喪失するものとし、当社は当社が契約者に対して負担する債務と、契約者が当社に対して負担する債務を相殺することができるものとします。また、この場合において相殺することができない場合には、当社の契約者に対する請求に基づき、契約者は、かかる残債務を履行するものとします。

2 当社に残債務がある場合は、当社の定める方法によって、その残債務を履行するものとします。

(契約の期間に関する自動更新)

第 18 条 利用契約に関する契約の期間（以下「契約期間」といいます。）は、利用契約の成立日から 1 年間とします。ただし、契約期間満了日の 3 ヶ月前までに契約者又は当社が別段の意思表示を行わないときは、契約は契約期間満了日の翌日から更に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。

(契約者が行う解約)

第 19 条 契約者が利用契約の解約をしようとするときは、当社所定の書面をもって当社に通知し、当社がこれを承諾することにより、利用契約を解約することができます。なお、解約日は、解約の通知に対し、当社から契約者にその承諾として利用契約の終了を通知した日とします。

(当社が行う解約)

第 20 条 当社は、3 ヶ月の予告期間をもって書面により契約者に通知することにより、損害賠償の義務を負うことなく、利用契約を解約することができるものとします。

(当社が行う契約の解除)

第 21 条 当社は、第 24 条（本サービス提供の停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその原因となった事実を解消しない場合、又は当社と契約者間で利用契約とは別に取決め等がされている場合において当該契約者がその取決め等に係る債務を履行しない場合には、利用契約を解除することができるものとします。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、契約者に通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 本サービスに関する設備の保守上等の事由により、本サービスの提供が技術上困難となった場合
- (2) 天災地変等、当社の責に帰さない事由により、本サービス用情報システムが滅失し、本サービスの提供が困難となった場合

(契約解除)

第 22 条 契約者又は当社は、それぞれ相手方に、次の各号のいずれかの事実が発生した場合には、相手方何らの催告を要さず、即時に利用契約を解除することができます。なお、第 8 号に該当する事実が発生した場合においては、当該違反の程度が軽微であったとしても、利用契約の全部又は一部を解除することを妨げないものとします。

- (1) 契約者が本約款又は規約に違反したとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、又は租税滞納処分の申し立てを受けたとき。
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始若しくは会社更生手続開始の申し立てを受けたとき、又は自ら申し立てたとき（任意整理の通知の発送をしたときを含む）。
 - (4) 自ら振り出した手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
 - (5) 清算手続を開始したとき。
 - (6) 監督官庁から営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消の処分等を受けたとき。
 - (7) 解散、営業の廃止、資本の減少、又は営業の譲渡若しくは合併（自らが存続会社となる吸収合併を除く）を決議したとき。
 - (8) 契約者又は当社が第 14 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき。
 - (9) 契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断したとき。
 - (10) 本店所在地が不明になったとき（当社から契約者に対して行われる通知、請求、承諾、依頼、資料提供等が、第 9 条（利用契約の申込み）第 2 項及び第 12 条（利用契約の締結）第 3 項に基づく届出住所、連絡先等に不達となったときを含み、ここでの「不達」は第 35 条（通知等）第 2 項に基づき、通知を行ったとみなされる場合を含むものとします）。
 - (11) 法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - (12) 契約者が第 37 条（取扱い禁止商品）に定める商品を取り扱ったとき。
- 2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社の定める方法によりその旨を契約者に通知するものとします。当該通知の発出日より相当期間をもっても契約者がその事由を解消しない場合には、当社は、利用契約を解除することができるものとします。
- (1) 契約者が当社に届け出た利用申込の内容に虚偽の事実があったとき。
 - (2) 取扱店又は支払者からの苦情等により、契約者が本サービスの利用者として不適当であると当社が判断したとき。
 - (3) 契約者が別紙「マイペイメントサービスご利用に関する事前審査事項」のいずれかを満たさないとき。
 - (4) その他、契約者が本サービスの利用者として不適当であると当社が判断したとき。

第 4 章 提供の中止及び停止

(本サービス提供の中止)

第 23 条 当社は、次の場合には、本サービスの契約者への提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の情報システム等の保守上、工事中、その他やむを得ないと当社が判断したとき。
 - (2) 他の電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。
 - (3) 天災地変等の不可抗力、その他緊急でやむを得ないと当社が判断したとき。
 - (4) 前各号のほか、本サービスの提供が困難であると当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合には、あらかじめ契約者に通知するものとします。ただし、緊急その他やむを得ない場合には、この限りではありません。

(本サービス提供の停止)

第 24 条 当社は、契約者又は支払者が次の各号のいずれかに該当した場合には、本サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとします。なお、サービスの停止及び停止の解消時期については、当社の裁量によるものとします。

- (1) 契約者が本サービスの利用料金、その他の債務について、当社が指定する支払期日までに支払を行わないとき。
- (2) 本約款又は規約に違反し、又は違反する恐れのある行為をしたとき。
- (3) 本サービスに対して、その社会的信用を失墜させる行為を行い、又は行おうとするとき。
- (4) 契約者が第 22 条 (契約解除) 第 1 項各号若しくは第 2 項各号又は第 14 条 (反社会的勢力の排除) 第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 当社から契約者に対して連絡が必要である場合において、第 9 条 (利用契約の申込み) 第 2 項及び第 12 条 (利用契約の締結) 第 3 項に基づき、当社が契約者から届出を受けている連絡先に連絡をしたにもかかわらず、契約者からの応答がないとき。
- (6) その他、本サービスに対し支障となる行為を行い、又は行おうとするとき。

第 5 章 料金等

(利用料金の支払い)

第 25 条 本サービスの利用料金は、別表の【マイペイメントサービス料金表】(以下「料金表」といいます。)に定めるとおりとします。

- 2 契約者が本サービスを利用するに際して、料金表に定める料金のほか、当社に別途追加料金が発生した場合には、契約者は、当社に対して当該追加料金を支払うものとします。なお、この料金については発生の都度、当社が契約者に対して当社が定める方法で通知のうえ決定するものとします。
- 3 契約者が本サービスに関して、前二項に定める利用料金(以下、併せて「利用料金等」といいます。)を支払う際、当社が指定する金融機関口座へ振込む場合は、その振込手数料は契約者の負担とします。
- 4 本サービスの利用に係る当社と契約者間の通信費については、契約者が負担するものとします。

(利用料金等に係る消費税相当額の支払い)

第 26 条 契約者は、第 25 条 (利用料金の支払い) に定める利用料金等について、当該料金等に係る消費税相当額を加算して支払うものとします。

- 2 当社は、利用料金等の返還を行う場合には、その利用料金等に係る既に支払われた消費税相当額についても返還します。
- 3 消費税法その他の関連法令の改正等により、消費税等の税率に変更が生じた場合には、前二項の消費税相当額は、変更後の税率により計算するものとします。ただし、前項の利用料金等の返還を行う際に含まれる消費税相当額については、契約者より既に支払われた消費税相当額を超えないものとします。

(遅延利息)

第 27 条 契約者は、利用料金等その他の債務(遅延利息を除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの日数について、法定利率(特別法により、利率について特別な定めがある場合には、当該利率が適用されるものとします。ただし、国又は地方公共団体との間の契約については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務省により告示される利率とします。)により計算して得た額を遅延利息として、当該利用料金等その他の債務と合わせて、当社が別に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日後 10 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

(端数処理)

第 28 条 利用料金等その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。ただし、個別の利用契約に別に定める場合は、この限りでないものとします。

第 6 章 損害賠償

(責任の制限等)

第 29 条 契約者は、当社がその過失により、第 8 条（収納情報の取扱い）に定める収納情報の提供をなさず、かつ、当社がその事実を認識した時刻より 24 時間を超えてもその事実を契約者に伝えなかった場合に限り、当社に対してその損害について賠償請求できるものとします。

2 前項における損害の額は、当社から契約者に提供がなされなかった収納情報に係る利用料金相当額（別表の料金表に定める基本利用料金のうち、収納があった場合の額）をその上限の額とします。

3 契約者は、本約款に違反した等、契約者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償するものとします。

(免責事項)

第 30 条 当社は、本サービスの提供にあたり、次の各号に定める契約者の損害及び費用について、その責を負わないものとします。

- (1) 契約者が、本サービスの利用にあたり契約者の情報システムの変更・改造等に要する費用、又は業務運営上発生する費用。当社が本サービスの変更を行った場合においても同様とします。
- (2) 当社以外の電気通信事業者の責に帰すべき事由により、当社が本サービスを契約者に提供できない場合に発生する契約者の損害及び費用
- (3) 第 8 条（収納情報の取扱い）第 2 項各号に定める、誤った収納情報の提供によって生じた契約者の損害及び費用
- (4) 第 23 条（本サービス提供の中止）に定める本サービス提供の中止によって生じた契約者の損害及び費用
- (5) 第 24 条（本サービス提供の停止）に定める本サービス提供の停止によって生じた契約者の損害及び費用
- (6) 第 31 条（契約者の義務）及び第 32 条（本サービス利用に関する遵守事項）に定める責務を怠ることによって生じた契約者の損害及び費用
- (7) 第 33 条（収納の取消）に定める収納の取消によって生じた契約者の損害及び費用
- (8) 支払者の責による重複支払の発生によって生じた契約者の損害及び費用
- (9) 第 14 条（反社会的勢力の排除）第 2 項各号の規定により利用契約が解除された際に生じた契約者の損害及び費用
- (10) その他、本約款及び規約で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害

第7章 雑則

(契約者の義務)

第31条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社が契約者に提供した情報等を本サービス以外の目的で使用しないこと。
- (2) 取扱店の商標等を使用する場合には、事前に当社に書面によりその使用内容を通知のうえ、承諾を得ること。
- (3) 当社の商号・商標等を使用する場合には、当社が別に定める商標等の取扱方法の定めに従うこと。
なお、契約者が当社の定める取扱方法に従わずに商標等を使用していた場合は、当社はその使用を中止させる場合があります。
- (4) 本サービスを契約者以外の第三者に利用させないこと。
- (5) 当社及び取扱店が事前に承諾した商材以外を利用し本サービスを利用しないこと。

(本サービス利用に関する遵守事項)

第32条 契約者は、本サービスの利用に際し、善良なる管理者の注意をもって、支払者に対する次の事項を遵守するものとします。

- (1) あらかじめ支払者に対して、契約者の商材を取扱う取扱店を周知すること。
- (2) あらかじめ支払者に対して、契約者の商材の内容について取扱店及び当社に問い合わせをしない旨を周知すること。
- (3) あらかじめ支払者に対して、一旦取扱店に支払った支払代金の払い戻しを取扱店に依頼しない旨を周知すること。

(収納の取消)

第33条 契約者は、支払者による本サービス利用後の支払取消、及び支払代金の返還要求に応じないものとします。ただし、取扱店が保安上の問題等一般社会通念に鑑みやむを得ないと判断し、これに応じて支払代金の払戻しを行う場合があることを承諾するものとします。

- 2 契約者は、前項の支払代金の払戻しがあった場合には、当社からの請求に基づき、当該支払代金を当社に返還するものとします。

(機密の保持)

第34条 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の情報を、法令に基づく場合、又は法令により許容されている場合を除き、第三者に提供しないものとします。ただし、当社と機密保持に関する契約を締結した第13条（再委託）に定める委託先についてはこの限りではありません。なお、機密情報の取り扱いの詳細については、別紙「マイペイメントサービスお申し込みに関する機密保持条項」に定めるとおりとし、当社と契約者との間において、個人情報、機密情報等に係る契約が別途なされている場合には、当該契約の定めが優先するものとします。

(通知等)

第35条 本約款において、当社から契約者に対し行われる通知、請求、承諾、依頼、資料提供等（以下「通知等」といいます。）は、口頭、書面、電子メールを問わず、日本語によるものとします。

- 2 前項の通知等は、別段の定めがない限り、当社が契約者から第9条（利用契約の申込み）第2項及び第12条（利用契約の締結）第3項に基づき届出を受けている氏名、法人名、住所、連絡先等に書面又は電子メール等を発信した時をもって、その通知を行ったものとみなします。

(営業の許認可等)

第36条 契約者が本サービスにより行う事業について必要な許認可の取得、事業の遂行についての遵守すべき法令、通達等の履行は契約者の責任と負担において実施するものとします。

(取扱い禁止商品)

第 37 条 本サービスにおいて、以下の商品を取り扱ってはならないものとします。

- (1) 公序良俗に反し、又は、反するおそれがあるもの。
- (2) 銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約その他関連法令の定めに違反するもの。
- (3) 第三者の著作権・商標権等の知的財産権、肖像権等を侵害するもの。
- (4) その他当社が不適当と判断したもの。

(継続条項)

第 38 条 期間満了、中途解約その他原因の如何にかかわらず利用契約が終了した場合における各条項の取扱いについて、各条項に特に定めがある場合のほか、第 15 条（権利の譲渡等の禁止）、第 29 条（責任の制限等）、第 30 条（免責事項）及び第 40 条（準拠法及び合意管轄）は利用契約の終了後も効力が存続するものとし、第 34 条（機密の保持）の規定は利用契約の終了後も 3 年間はその効力が存続するものとします。

(協議事項)

第 39 条 本約款に記載のない事項で、当社が本サービスを提供するうえで必要な細目的事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

- 2 本約款及びこれに基づく利用契約の履行に関して紛議が生じた場合には、当社及び契約者は、双方の信頼関係に基づき誠意をもって解決に向けて協議するものとします。

(準拠法及び合意管轄)

第 40 条 本約款及びこれに基づく利用契約の有効性、解釈、履行及び執行可能性は日本法に準拠し、解釈されるものとします。

- 2 本約款及びこれに基づく利用契約に起因又は関連して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は、2018年5月1日から効力を発するものとします。(第1.0版)

本約款は、2020年4月1日から効力を発するものとします。(第1.1版)

別表 マイペイメントサービス料金表

1. サービス利用料金

サービス	メニュー		料金 (税別)	備考	
基本サービス	月額基本料		0 円		
	請求情報登録料	プラン 150	20 円	1 件あたり	
		プラン 160	0 円		
	収納手数料	プラン 150	企業負担	130 円	1 収納あたり
			顧客負担	30 円	1 収納あたり
		プラン 160	企業負担	160 円	1 収納あたり
顧客負担			60 円	1 収納あたり	
精算入金手数料		1,000 円	精算金振込毎		
オプションサービス	SMS 通知	月額基本料金	0 円		
		請求通知料	15 円	1 通知あたり	
		支払完了通知料	15 円	1 通知あたり	

2. 初期費用

項目	料金 (税別)	備考
契約事務手数料	10,000 円	新規契約 1 件あたり
アドバンスオプション試験料 (基本試験)	150,000 円	アドバンスオプション導入時
アドバンスオプション試験料 (追加試験)	30,000 円	アドバンスオプション基本試験時間超過時の試験費用 (2 時間あたり)

3. その他費用

項目	料金 (税別)	備考
随時作業料	30,000 円	その他システムサポート料金 (2 時間あたり)

以 上

別 紙

マイペイメントサービスご利用に関する事前審査事項

1. 契約者又は利用希望者について

- (1) 日本国内にて登記済の法人又は日本国内に在住する成人であること。
- (2) 公安・警察当局から公序良俗に反している、又はそれに類する指定を受けている団体、又は個人ではないこと。
- (3) その活動に必要な法令・条例等で定められた諸手続がとられていること。
- (4) 当社の要求に応じて、商業登記簿及び過去3年の財務諸表又は活動報告書等の提示ができること。
- (5) 継続的に事業活動又は団体活動を営んでいる、あるいは新たに事業活動又は団体活動を計画しており、当社の要求に応じてその活動計画を提示できること。
- (6) その活動内容が公序良俗に反していないこと。
- (7) その活動内容に次の行為が含まれていないこと。
 - ① 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為。
 - ② 商品券等の金券類、金銀の地金又はタバコ・印紙・切手等の専売品を無免許にて販売する行為。
 - ③ 詐欺行為。
 - ④ 公序良俗に反する文書、画像、物品等の表示、販売を行う行為。
 - ⑤ 麻薬、その他用法によって麻薬となり得るドラッグ等の販売を行う行為。
 - ⑥ 無限連鎖講（ねずみ講）を開設、又はこれに勧誘する行為、及びそれに類似した販売行為。
 - ⑦ その他、法令に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- (8) (6)又は(7)に反している第三者と取引（インターネットのホームページ上のリンク・バナーを含む）がないこと。
- (9) 事業活動を営んでいる場合、その事業活動の実拠点となる事務所を構えており、その実体（以下「実店舗」といいます。）が確認できること。
- (10) その活動における実店舗、インターネット上のウェブサイト、又はその他の媒体等により支払者及び当社からその活動状況が確認できること。
- (11) 当社又は支払者から連絡が常時可能であること。
- (12) 日本国内金融機関に口座を開設していること。

2. マイペイメントサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用について

- (1) 事業活動又は団体活動として本サービスを利用すること。
- (2) 本サービスの取扱商材が公序良俗に反していないこと。
- (3) 取扱商材がその特性上、本サービスに適さないと当社が判断したときは、当該商材での本サービスを利用をしないこと。
- (4) 本サービスの利用にあたり、当社に虚偽の申告を行わないこと。
- (5) 本サービスを料金決済以外の目的に使用しないこと。
- (6) 本サービス以外の決済手段を有していること。
- (7) 当社が本サービスの利用環境を提供した後、6ヶ月間以内に支払者が本サービスを利用できる仕組みを有していること。
- (8) 当社の本サービスの事業運営に支障を与えないこと。
- (9) 本サービス及び当社のブランドイメージを低下させないこと。

以 上

別紙

マイペイメントサービスお申し込みに関する機密保持条項

(秘密情報)

第1条 秘密情報とは、利用契約の契約期間中、利用契約に関連して契約者又は当社が相手方から開示を受ける技術上又は営業上の情報であって、次の各号に定めるものをいいます。

- (1) 秘密である旨が明示された技術資料、図面、写真、フィルム、その他関係資料等の書面又は電子媒体により開示される情報。
 - (2) 秘密である旨を告知されたうえで口頭、その他書面又は電子媒体以外の方法により開示された情報であって、当該開示後 10 日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面又は電子媒体により開示されるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める情報については、前項に定める秘密情報として取り扱わないものとします。
- (1) 開示者より開示を受けた時点で既に公知であった情報、又は既に被開示者が保有していた情報。
 - (2) 開示者より開示を受けた後、被開示者の責によらずして公知となった情報。
 - (3) 機密保持義務を負うことなく正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報。
 - (4) 開示された情報によらずして被開示者が独自に開発した情報。
 - (5) 開示者が機密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報。

(機密保持)

第2条 契約者及び当社は、秘密情報を機密として保持し、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方から事前の書面による承諾を得たうえで開示する場合、又は法令の定めるところにより国若しくは地方公共団体等、正当な権限を有する第三者から義務により開示を求められた場合はこの限りではありません。

- 2 前項但書において、法令の定めるところにより国又は地方公共団体等正当な権限を有する第三者から開示を求められた場合、契約者又は当社は、開示した事実及びその内容を、書面により直ちに通知するものとします。
- 3 契約者及び当社は、本条に定める機密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとします。
- 4 契約者及び当社は、秘密情報を、当該秘密情報を知ることが必要であると認められる最小限の自社の役員及び従業員に対してのみ開示することができるものとし、当該役員及び従業員に対して利用契約に基づき課せられた機密保持義務と同等の義務を課すものとします。
- 5 契約者又は当社は、利用契約に関連して合理的に必要な範囲内のみ、相手方の承諾を得て、秘密情報を複製することができるものとします。なお、契約者及び当社は、本項に基づき秘密情報を複製した場合には、当該秘密情報に付された秘密である旨の表示を当該複製物にも付するものとします。
- 6 契約者又は当社は、利用契約に関連して必要な範囲で第三者に秘密情報を利用させ、又は取り扱わせる場合、当該秘密情報が漏洩し、又は不正利用等されることを防止するため、当該第三者との間で利用契約と同等の守秘及び目的外不使用義務を明確にした契約を締結するものとします。なお、当該第三者が守秘及び目的外不使用義務に違反した場合、当該第三者の秘密情報を利用させ、又は取り扱わせた当事者が相手方当事者に対して当該違反の責任を負うものとします。
- 7 本条の規定は、利用契約又は特約の終了後 3 年間はなお有効に存続するものとします。

(情報管理責任者)

第3条 契約者及び当社は、利用契約の成立後、秘密情報の授受及び管理を司る総括責任者（以下「情報管理責任者」といいます。）を定めるものとします。

- 2 契約者又は当社は、前項の情報管理責任者の氏名を相手方に書面により通知するものとします。なお、情報管理責任者を変更した場合も同様とします。
- 3 情報管理責任者は秘密情報を授受した場合、その事実関係を明確にし、且つ管理を行うために必要となる授受管理リストを作成し、当該授受管理リストに秘密情報の名称、授受月日、授受者等必要な管理情報を記載するものとします。
- 4 情報管理責任者は、社内における秘密情報の利用にあたり、配布部数、配布先の管理を行うため必要となる配布管理リストを作成し、これを維持するものとします。

(目的外使用の禁止)

第4条 契約者又は当社は、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、秘密情報を利用契約に関連する目的以外に一切使用しないものとします。

- 2 本条の規定は、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

(秘密情報の返還義務)

第5条 契約者又は当社は、相手方より秘密情報及びその複製物の返還請求があった場合、又は利用契約の終了若しくは解除の日以降、速やかに、開示された秘密情報を相手方に返還、又は相手方の指示に従った処置を行うとともに、複製複写物を一切保存しないものとします。ただし、相手方が必要と認める場合は、その必要とする期間は除くことができるものとします。

(免責)

第6条 契約者又は当社は、相手方に対して自ら開示した秘密情報及びその利用に関して、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、いかなる保証責任も負わないものとします。

- 2 本条の規定は、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

(確認事項)

第7条 本約款、利用契約のいかなる規定も契約者及び当社に何らの秘密情報の開示義務を課すものではありません。

- 2 本約款、利用契約に明示的に定められている場合を除き、契約者又は当社は利用契約に基づき秘密情報について何らの権利も相手方に許諾するものではありません。

以上

別紙

マイペイメントサービスご利用に関する利用条件

1. マイペイメントサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用について

- (1) 事業活動又は団体活動として本サービスを利用すること。
- (2) 本サービスの取扱商材が公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。
- (3) 本サービスの取扱商材が、銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約その他関連法令の定めに違反するもの、第三者の著作権・肖像権・知的所有権等を侵害するもの、風俗店の利用代金、その他当社が不適当と判断したものに該当しないこと。
- (4) 本サービスの利用にあたり、当社に虚偽の申告を行わないこと。
- (5) 本サービスを料金決済以外の目的に使用しないこと。
- (6) 本サービス以外の決済手段を有していること。
- (7) 当社が本サービスの利用環境を提供した後、6ヶ月間以内に支払者が本サービスを利用できる仕組みを有していること。
- (8) 当社の本サービスの事業運営に支障を与えないこと。
- (9) 本サービス及び当社のブランドイメージを低下させないこと。
- (10) 本サービスの利用にあたり、必要な許認可の取得、事業の遂行についての遵守すべき法令、通達等の履行を自らの責任と負担において実施すること。

2. 企業ID及びパスワードの利用について

- (1) 契約者は、当社が通知する「企業ID」「パスワード」を第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。また、契約者は「企業ID」「パスワード」を漏洩した場合、直ちに当社に届け出るものとします。
- (2) 契約者による「企業ID」「パスワード」の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
また、契約者の「企業ID」「パスワード」による本サービスの利用については、全て契約者による利用とみなすものとします。
- (3) 当社の責によらず、第三者が契約者の「企業ID」「パスワード」を用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者等はかかる利用について本サービスに関する利用料金等その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、利用契約を解除するほか、当社は当該損害につき契約者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

以上